



福祉関係各種手当 障害を事由とした手当のご案内

☎ 福祉保健課 福祉係 ☎ 77・3914

次の要件に該当する方は、特別障害者手当または障害児福祉手当、在宅重度知的障害者およびねたきり身体障害者福祉手当の支給が受けられます。

特別障害者手当・障害児福祉手当とは

【特別障害者手当】

身体または知的・精神に重度の障害があり、日常生活において常時特別な介護が必要な20歳以上の在宅障害者で、次のいずれかに該当する方に支給される手当です。

- ① 重度の障害が2つ以上ある方
- ② 重度の障害が1つあり、他の障害が2つ以上ある方
- ③ 重度の障害が1つあり、その障害のため日常生活において常時特別な介護が必要な方

【障害児福祉手当】

身体または知的・精神に重度の障害があり、日常生活において常時特別な介護が必要な20歳未満の在宅障害児で、次のいずれかに該当する児童に支給される手当です。

- ① 重度の障害が1つ以上ある方

② 身体または知的・精神に合併症のある方

※上記の対象要件は参考としてご確認ください。実際にはケースにより異なりますので、詳しくは福祉保健課福祉係までお問い合わせください。

■支給額（令和3年4月以降）

【特別障害者手当】

27,350円/月

【障害児福祉手当】

14,880円/月

※認定請求の翌月分から支給され、原則年度中4回、支給月の前月までの手当が指定金融機関口座へ振り込まれます。

■その他

・所得制限があり、規定の限度額を超える場合は支給されません。

※すでに手当を受給されている方は、所得状況届の提出が必須です。8月上旬に提出書類のご案内を送付いたします。

で、内容をご確認いただき9月13日(月)までに必ず提出してください。

在宅重度知的障害者およびねたきり身体障害者福祉手当とは

在宅で生活する20歳以上の重度知的障害者およびねたきり身体障害者の方ご本人、もしくは、その介護人へ支給される手当です。

■支給対象者

①在宅重度知的障害者

満20歳以上の在宅者で療育手帳の程度がA・Aの1・Aの2・Aの1・Aの2と判定される障害者および障害者相談センター長の発行する判定書において重度と判定された障害者

②ねたきり身体障害者

居室において、おおむね6カ月以上常に寝たきりで入浴、食事、排便などの日常生活のほとんどに人手を要する満20歳以上65歳未満の障害者

③介護人

①または②に該当する障害者と同居し、現に日常生活上必要な介護をしている家族の1人

■支給額

12,650円/月
※認定請求の翌月分から支給

され、原則年2回(4・10月)、支給月の前月までの手当が指定金融機関口座へ振り込まれます。

■その他

・所得制限があり、規定の限度額を超える場合は支給されません。

・特別障害者手当を受給されている場合は支給されません。
・国の制度による在宅重度知的障害者福祉手当を受給されている場合は支給されません。

※すでに手当を受給されている方は、所得状況届の提出が必須です。8月上旬に提出書類のご案内を送付いたしますので、内容をご確認いただき9月30日(木)までに必ず提出してください。



▲町内に咲いた紫陽花



第8期介護保険事業計画 介護保険制度が変わりました

☎ 福祉保健課 介護保険係 ☎ 77・3925

芝山町では、3年ごとに介護サービスの利用者者を推計し、サービス量と費用を見込む「介護保険事業計画」を策定しています。令和3年度から「第8期介護保険事業計画」がスタートし、次のとおり変更となりました。

令和3年4月から

■介護保険料の見直し

介護保険料は3年ごとに金額を見直すことになっています。令和3年度から新しい保険料となりました。

令和3～5年度の保険料の基準額は月額5,700円（年額68,400円）となりました。

■介護報酬の変更

介護報酬が変更となり、介護サービスを利用したときに支払う利用者負担も変わりました。

令和3年8月から

■高額介護サービス費等の上限の一部変更

高額介護サービス費等の「現役並み所得者」の利用者負担段階区分が細分化され、上限額が変更となりました。

■介護施設利用時の食費基準費用額の変更

介護施設サービスを利用する場合に基準となる費用（基準費用額）のうち、食費の金額が変更となりました。

■特定入所者介護サービス費等の段階と負担限度額の一部変更

特定入所者介護サービス費等（介護保険負担限度額認定）の利用者負担段階が細分化されます。また、食費の負担限度額が一部変更となりました。

■芝山町第8期保険料

（令和3～5年度）
下記（表）のとおり



保険料段階区分	被保険者および世帯構成員の状況	保険料（月額）
第1段階	・本人が生活保護受給者の方 ・世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金の受給者または前年の合計、所得金額と課税年金収入額が80万円以下の方	1,710円
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以上120万円以下の方	2,850円
第3段階	・世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万円以上の方	3,990円
第4段階	・同世帯に市町村民税非課税者がいて、本人が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	5,130円
第5段階	・同世帯に市町村民税非課税者がいて、本人が市町村民税非課税で、第4段階以外の方	5,700円
第6段階	・本人が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	6,840円
第7段階	・本人が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	7,410円
第8段階	・本人が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	8,550円
第9段階	・本人が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額が320万円以上の方	9,690円